

審議会等における女性委員割合の調査結果について

1 目標値

「第4期館山市男女共同参画推進プラン（中間見直し版）」目標値

女性委員割合 35% 以上

2 調査結果

令和6年4月1日現在 28.76%（対前年0.42ポイント減）

- ・ 女性委員数は、委員総数539名中 155名 です。
- ・ 調査日時点で委員を委嘱している41審議会等ごとの評価は、次のとおりです。

Aランク（35%以上）	15
Bランク（20%～35%未満）	13
Cランク（10%～20%未満）	7
Dランク（0.1%～10%未満）	3
Eランク（0%）	3

- ・ 会長または副会長が女性の審議会等の割合
24.39%（対前年3.88ポイント増）

3 コメント

館山市の審議会等における女性委員の割合は、昨年の29.18%よりわずかに低下しています。これは、委嘱替えで関係団体に推薦を依頼したところ、女性の推薦が少なかった審議会等が複数あったことによるものです。しかし同時に、女性が増えた審議会等もあります。特筆すべきところは、消防という特殊性から有識者の多くが男性である中、「館山市消防委員会」に1名女性が加わりました。

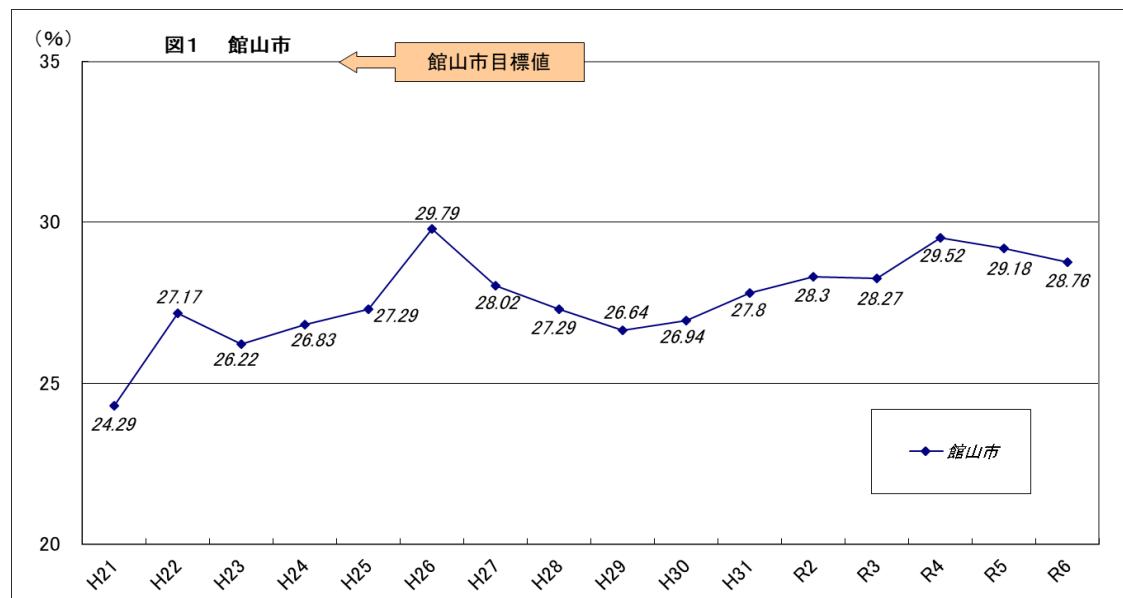
今後は「公募委員を増やす」「各団体からの推薦委員の基準を見直す」等、「女性」「男性」ではなく、「適任者」の誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、ご協力をお願いいたします。

審議会等における女性委員割合の推移

令和6年4月1日現在の女性委員割合：28.76%（令和5年：29.18%） 前年対比－0.42%

【理由】

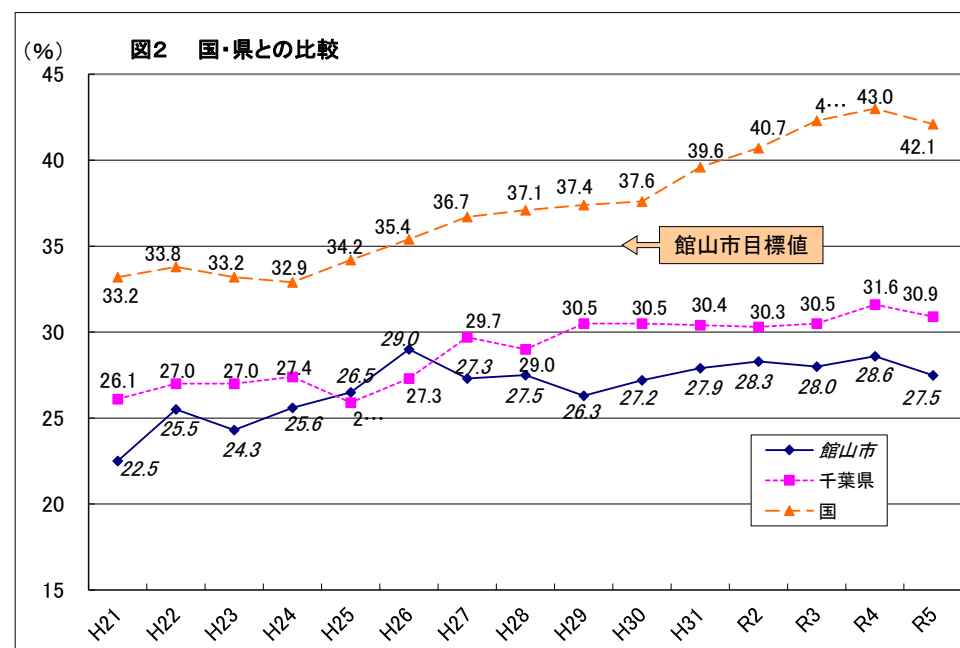
各課とも、委嘱替えのタイミングで、積極的に女性委員の登用を働きかけていますが、人手不足や、専門知識及び経験を重視する場合、女性の適任者を見つけられない審議会等があります。（※評価ランクが変動したものなど、個別の変動要因については、別紙参照）



【注】

図1のデータは、4月1日現在館山市において委嘱されていた審議会等全てを対象として調査したものです。

図2で比較している館山市のデータは、4月1日現在委嘱されている審議会等のうち、法令・条例に基づいて設置されている審議会等についてのみを調査対象としたデータなので、両者は一致しません。



【注】

国・県・市町村で、それぞれ調査基準日・調査対象審議会等には相違があります。（※表示の数値は、小数点第1位で四捨五入）

令和6年度 審議会等の女性委員等割合調査シート

資料2－3

	審議会等名	地自法 202条の3	設置根拠	担当課	R5.4.1現在				R6.4.1現在				現委員の 任 期	会長が女 性である	副会長 （職務代 行者）が 女性である	令和5年度における 女性登用のための 取組と成果	【B～E評価の場合】 35%未満の理由 ※『充て職だから』は理由とならない	令和6年度における 女性委員登用のための 積極的取組（予定含む）
					委員数	うち 女性	女性 割合	評価	委員数	うち 女性	女性 割合	評価						
1	館山市教育支援委員会	非該当	市教育支援委員会規約	教育総務課	18	14	77.78%	A	16	12	75.00%	A	R6.4.1～ R7.3.31	○	×	特別支援担当教諭等に女性が多いことから、必然的に多数となった。	—	特になし。
2	館山市中央公民館運営審議会	該当（法）	社会教育法第29条	中央公民館	5	3	60.00%	A	4	3	75.00%	A	R4.6.1～ R6.5.31	×	○	任期中のため、特になし	—	新たに委員を委嘱する際は、女性の適格者を積極的に推薦するよう、関係機関に依頼する。
3	館山市子ども・子育て会議	該当（法）	子ども・子育て支援法第77条第1項	こども課	0	0	-----	--	15	9	60.00%	A	R5.7.1～ R7.3.31	×	○	女性委員の登用に積極的に取り組み、男女のバランスに配慮する。	—	新規委嘱にあたり、女性委員の登用に積極的に取り組み、男女のバランスに配慮していく。委嘱は年度途中R5.7.1からである。
4	館山市地区公民館運営審議会	該当（法）	社会教育法第29条	中央公民館	20	11	55.00%	A	20	11	55.00%	A	R4.6.1～ R6.5.31	×	×	任期中のため、特になし	—	新たに委員を委嘱する際は、女性の適格者を積極的に推薦するよう、関係機関に依頼する。
5	館山市環境審議会	該当（法）	環境基本法第44条	環境課	11	5	45.45%	A	11	6	54.55%	A	R5.7.1～ R7.6.30	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当たり、女性委員の推薦を働きかけた。	—	—
6	館山市コーラル会議	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	市民協働課	12	6	50.00%	A	12	6	50.00%	A	R5.4.1～ R7.3.31	○	×	任期中のため、特になし	—	追加等で新たに委員を委嘱する場合に備え、日頃から女性の適格者の情報を集めておく。
7	館山市老人ホーム入所判定委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	高齢者福祉課	4	2	50.00%	A	4	2	50.00%	A	R5.4.1～ R7.3.31	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当たり、女性委員の推薦を働きかけた。	—	委員に欠員が生じた場合には、引き続き、各関係団体に女性委員の推薦をお願いする。
8	館山市学校給食センター運営委員会	該当（条例）	市学校給食センターの設置及び管理に関する条例第5条	教育総務課 学校給食センター	12	6	50.00%	A	12	6	50.00%	A	R4.7.1～ R6.6.30	×	○	委員の変更の際は、女性の適格者の推薦を関係団体に可能な限り依頼した。	—	新規委嘱にあたり、女性委員の登用に積極的に取り組み、男女のバランスに配慮していく。
9	館山市図書館協議会	該当（法）	図書館法第14条	図書館	8	4	50.00%	A	8	4	50.00%	A	R5.6.1～ R7.5.31	×	×	改選にあたり、女性委員の登用に努め、目標値を達成した。	—	非改選の年度の為、特に取り組みなし。
10	館山市都市計画審議会	該当（法）	都市計画法第77条の2	都市計画課	15	7	46.67%	A	15	7	46.67%	A	R4.8.11～ R6.8.10	×	○	任期中のため変動無し。	—	任期満了に伴う委員の改選にあたり、団体推薦については女性の積極的な登用を促す。
11	館山市特別職報酬等審議会	該当（条例）	市特別職報酬等審議会条例第2条	総務課	5	2	40.00%	A	5	2	40.00%	A	R5.9.1～ R7.8.31	×	×	非改選の年度のため、特に取組なし。	—	審議会の目的の達成を最優先としつつ、積極的に女性の登用にに向けた人選を行いたい。
12	館山市介護認定審査会	該当（法）	介護保険法第14条	高齢者福祉課	25	12	48.00%	A	25	10	40.00%	A	R6.4.1～ R9.3.31	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当たり、女性委員の推薦を働きかけた。	—	委員に欠員が生じた場合には、引き続き、各関係団体に女性委員の推薦をお願いする。
13	館山市市営住宅入居選考委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	建築施設課	5	3	60.00%	A	5	2	40.00%	A	R5.6.1～ R7.5.31	×	—	任期満了に伴う委嘱替えの際、可能な限り女性委員の推薦依頼をしたが、結果として女性委員の推薦が少なかった。	—	任期中のため特に無し。
14	館山市スポーツ推進審議会	該当（法）	スポーツ基本法第31条 （旧：スポーツ振興法第18条）	スポーツ課	10	3	30.00%	A	10	4	40.00%	A	R5.6.1～ R7.5.31	×	○	委嘱替えに伴い女性委員1人増	—	任期中のため特に無し。
15	館山市立博物館協議会	該当（法）	博物館法第20条	博物館	5	2	40.00%	A	5	2	40.00%	A	R4.7.1～ R6.6.30	×	×	H27年度以降、女性委員を2名登用している。 R5年度も引き続き、比率が30%以上になるよう選任した。	—	R5年度と同様
16	学校再編調査検討委員会	該当（条例）	市学校再編調査検討委員会設置条例第1条、第2条	教育総務課	15	4	26.67%	B	15	5	33.33%	B	R6.4.1～ R7.3.31	×	×	学校再編業務は、令和4年度から令和6年度までの継続審議案件（学校再編計画の策定）であるため、委員変更は行わなかった。	委員15名のうち、市が主体的に選出可能な「学識経験者」「教育関係者」「一般公募」の合計8名中3名は女性委員とし30%超となるよう取り組んだ。 その他、市議会議員やPTA代表などは、市が主体的に選出不可能である。	令和6年度末までに「学校再編計画」を策定するための委員会であり、継続性が重要となるため委嘱替えの予定はない。
17	館山市いじめ問題対策連絡協議会	非該当	いじめ防止対策推進法第14条 （※調停・審査・審議・調査などが協議会の趣旨として、法・条例に定められていないため、地自法202条の3非該当扱い）	教育総務課	20	7	35.00%	A	21	7	33.33%	B	R6.4.1～ R7.3.31	×	×	委員のうち各小中学校の代表者は、校長が男性であっても、教頭が女性の場合、教頭に委員を依頼した。	委員のうち各小中学校の代表者については、女性を優先して委嘱する取組を行ったが、各関係団体の代表者に男性が多かったため。	委員のうち各小中学校の代表者は、校長が男性であっても、教頭が女性の場合、教頭に委員を依頼する。
18	館山市要保護児童対策地域協議会	該当（法）	児童福祉法第25条の2	こども課	23	6	26.09%	B	23	6	26.09%	B	任期の定めなし	×	×	女性委員の登用に積極的に取組むも、目標以下の割合となっている。	委員の選出において、構成機関の代表となる方が男性が多いため。	新たな委員の委嘱にあたり、女性委員の登用を進めていく。
19	館山市交通対策審議委員会	該当（法）	交通安全対策基本法第18条	市民協働課	8	2	25.00%	B	8	2	25.00%	B	R5.7.1～ R7.6.30	×	×	委嘱替えの際に女性の適任者を積極的に推薦するよう働きかけたが、前任期と同様2名の登用となった。	交通安全に関する専門知識や情報を基に協議検討をしていたが、委員を関係団体へ推薦依頼しているため、適任者がその団体の代表や役員などの役職者であり、その多くが男性であるために、結果として男性が推薦されてくる。	今回の委嘱に向け、女性の適格者を積極的に推薦するよう、関係機関に依頼する。
20	館山市行財政改革委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	行革財政課	8	2	25.00%	B	8	2	25.00%	B	R4.7.28～ R6.7.27	×	×	令和5年度は任期中（改選なし）のため、取組及び成果はなし	本審議会委員は、知識経験者は関係団体からの推薦であること、市民公募委員は選考基準に従い決定した。そのため、性を含め、担当課での調整の余地がない。	左記理由のとおりであるが、次期市民公募については、選考基準において、審議会委員の構成割合に性を加味する基準を追加した。
21	館山市予防接種健康被害調査会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	健康課	4	1	25.00%	B	4	1	25.00%	B	R6.4.1～ R8.3.31	○	×	安房医師会については、事前に本人に了解を得てから推薦を依頼した。	設置条例で委員構成を定めており、4人中の2人が充て職、残りが安房医師会と千葉県からの推薦によるため、女性委員の推薦が少ない。	特になし。

	審議会等名	地自法 202条の3	設置根拠	担当課	R5.4.1現在				R6.4.1現在				現委員の 任 期	会長が女 性である	副会長 （職務代 行者）が 女性である	令和5年度における 女性登用のための 取組と成果	【Ｂ～Ｅ評価の場合】 35％未満の理由 ※『充て職だから』は理由とならない	令和6年度における 女性委員登用のための 積極的取組（予定含む）
					委員数	うち 女性	女性 割合	評価	委員数	うち 女性	女性 割合	評価						
22	館山市地域福祉計画等策定委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	社会福祉課	16	4	25.00%	B	16	4	25.00%	B	R4.7.28～ R6.3.29	×	×	非改選の年度のため、特に取組なし。	推薦依頼団体より、目標値超となる女性の推薦が得られなかった。	—
23	館山市青少年問題協議会	該当（法）	地方青少年問題協議会法第1条	生涯学習課	20	6	30.00%	A	20	5	25.00%	B	R5.10.1～ R7.9.30	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当たり、女性委員の推薦を働きかけた。	委員推薦にあたり、各関係機関へ女性の積極的な推薦を依頼したが、結果として女性の割合が低くなった。	任期途中の委嘱替が生じた場合は、女性委員を選出してもらえるよう、関係団体に依頼する。
24	館山市社会教育委員会議	該当（法）	社会教育法第15条、17条	生涯学習課	12	3	25.00%	B	12	3	25.00%	B	R4.6.1～ R6.5.31	×	×	現在は任期中のため、次回の委嘱に向け情報収集に努めた。	委員推薦にあたり、各関係機関へ女性の積極的な推薦を依頼したが、結果として女性の割合が低くなった。	任期途中の委嘱替が生じた場合は、女性委員を選出してもらえるよう、関係団体に依頼する。
25	館山市下水道事業審議会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	下水道課	14	3	21.43%	B	14	3	21.43%	B	R4.8.28～ R6.8.27	×	×	引き続き女性委員の割合を上げていくように取り組む	設置条例により、公共下水道供用開始区域の住民代表の他、関係行政機関、産業関係者、市議会議員に委嘱している。	任期替えにおいて、保健推進協議会（住民代表）や商工会議所女性部（産業関係者）など、女性委員の登用に努める。
26	館山市総合計画審議会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	企画課	25	5	20.00%	B	25	5	20.00%	B	R4.7.25～ R6.7.24	×	×	任期満了に伴う委嘱替えがあり、可能な限り女性委員の推薦を依頼したが、結果として女性委員の推薦が少なかった。	公募委員について、引き続き、女性を登用したものの、関係機関から女性委員の推薦が少なかった。	任期途中での委員交代等、新たに委員を指名する際は、女性の適格者を積極的に推薦するよう、関係機関に依頼する。
27	館山市国民健康保険事業の運営に関する協議会	該当（法）	国民健康保険法第11条第2項	市民課	15	3	20.00%	B	15	3	20.00%	B	R4.1.1～ R6.12.31	○	×	任期中のため特になし。	保険医を代表する委員においては男性が多いため、全体でも男性の割合が高くなる。	委員の改選にあたり新たに委嘱をする場合は男女のバランスを考慮し、引き続き女性委員の登用に配慮する。
28	館山市障害者介護給付費等審査会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	社会福祉課	10	2	20.00%	B	10	2	20.00%	B	R5.4.1～ R7.3.31	×	×	委嘱替え時に女性の積極的推薦について推薦団体へ申し添えた。	推薦依頼団体より、目標値超となる女性の推薦が得られなかった。	任期が令和6年度末であるので、女性を推薦されるように積極的に働きかける。
29	館山市地域公共交通会議	該当（法）	道路運送法第9条第4項	企画課	30	5	16.67%	C	29	5	17.24%	C	R5.8.1～ R7.7.31	×	×	委嘱替えの機会に女性委員の推薦を依頼したが、結果として女性委員の就任が少ない結果になってしまった。	会議の性質上、委員は各組織の代表者で構成せざるを得ず、代表者の女性割合が会議の女性割合に依存する。	任期途中の委員変更時に女性委員の推薦を依頼する。
30	館山市農政審議会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	農水産課	13	2	15.38%	C	13	2	15.38%	C	R5.7.20～ R7.4.30	×	×	委員の改選にあたり、女性委員の登用について促したが、女性の登用につながらなかった。	団体推薦依頼については、女性委員の推薦を促しているが、女性の登用につながらなかった。	任期満了に伴う委員の改選にあたり、団体推薦については引き続き女性の積極的な登用を促す。
31	館山市防災会議	該当（法）	災害対策基本法第16条第1項	危機管理課	34	5	14.71%	C	34	5	14.71%	C	任期の 定めなし	×	×	引き続き女性委員の割合を上げていくように取り組む	防災関係機関等で構成されている。委員は、関係機関の長が指名する者に対して市長が委嘱するものであるため、適任者が男性になることが多いため。	新たに委員を指名する際は、女性の適格者を積極的に推薦するよう、関係機関に依頼する。
32	館山市民生委員推薦会	該当	民生委員法第5条	社会福祉課	7	2	28.57%	B	7	1	14.29%	C	R5.8.1～ R8.7.31	×	×	委嘱替え時に女性の積極的推薦について推薦団体へ申し添えた。	推薦依頼団体より、目標値超となる女性の推薦が得られなかった。	任期途中での委員交代等、新たに委員を指名する際は、女性の積極的な推薦を関係機関に依頼する。
33	館山市文化財審議会	該当（法）	文化財保護法第190条	生涯学習課	7	1	14.29%	C	7	1	14.29%	C	R4.6.1～ R6.5.31	×	×	現在は任期中のため、次回の委嘱に向け情報収集に努めた。	文化財審議会委員は各専門分野の研究者等を委嘱しており、結果として女性の割合が低くなった。	関係者等から候補者の情報収集に努める。
34	館山市地域包括支援センター運営協議会	非該当	市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	高齢者福祉課	10	2	20.00%	B	10	1	10.00%	C	R6.4.1～ R9.3.31	×	×	関係団体からの委員推薦依頼に当たり、女性委員の推薦を働きかけた。	委員は各団体から推薦をいただいておりますが、市では「女性委員の推薦の働きかけ」しかできないため。	委員に欠員が生じた場合には、引き続き、各関係団体に女性委員の推薦をお願いする。
35	館山市景観審議会	該当（条例）	館山市景観条例第27条	都市計画課	10	2	20.00%	B	10	1	10.00%	C	R5.11.1～ R7.10.31	○	×	委嘱替えの際に女性の適任者を積極的に推薦するよう働きかけたが、1名の登用となった。	団体推薦枠に女性委員の推薦が無かったため。	任期中のため特に無し。
36	館山市国民保護協議会	該当（法）	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条	危機管理課	35	3	8.57%	D	35	3	8.57%	D	R4.8.1～ R6.7.31	×	×	引き続き女性委員の割合を上げていくように取り組む	国民保護という特殊性から限られた関係機関となっている。関係機関に女性の登用がなく、必然的に女性の割合が低くなる。	新たに委員を指名する際は、女性の適格者を積極的に推薦するよう、関係機関に依頼する。
37	館山市消防委員会	該当（条例）	市附属機関設置条例第3条	危機管理課	11	0	0.00%	E	12	1	8.33%	D	R5.7.1～ R7.6.30	×	×	元々女性委員1名あり（欠員）。欠員補充の際、再度女性を登用した。	消防団に関する事項を協議検討するにあたり、その特殊性から有識者の多くが男性であるため。	新たに委員を委嘱する際は、女性の適格者を積極的に推薦するよう、関係団体に依頼する。
38	館山市空家等対策計画協議会	非該当	館山市空家等対策計画協議会設置要綱	建築施設課	0	0	-----	--	12	1	8.33%	D	R5.6.1～ R7.3.31	×	—	任期満了に伴う委嘱替えの際、可能な限り女性委員の推薦依頼をしたが、結果として女性委員の推薦が少なかった。	各関係団体への推薦依頼については、女性委員の推薦を促しているが、男性会員が多い団体が多く、結果として女性委員の登用につながらなかった。	今年度末の任期満了に伴う委員の改選にあたり、各関係団体への推薦については引き続き女性の積極的な登用を促す。
39	館山市情報公開・個人情報保護審議会	該当（条例）	市情報公開条例第34条	総務課	5	0	0.00%	E	5	0	0.00%	E	R4.10.1～ R6.9.30	×	×	非改選の年度のため、特に取組なし。	審議会の性質上、専門知識と経験が求められる、女性の適任者を見出すことが難しい。	審議会の目的の達成を最優先としつつ、女性委員の登用に向けて人選を行いたい。
40	館山市情報公開・個人情報保護審査会	該当（条例）	市情報公開条例第22条	総務課	3	0	0.00%	E	3	0	0.00%	E	R4.10.1～ R6.9.30	×	×	非改選の年度のため、特に取組なし。	審議会の性質上、専門知識と経験が求められる、女性の適任者を見出すことが難しい。	審査会の目的の達成を最優先としつつ、女性委員の登用に向けて人選を行いたい。
41	館山市農業経営改善計画認定協議会	非該当	市農業経営改善計画認定協議会設置要領	農水産課	4	0	0.00%	E	4	0	0.00%	E	任期の 定め無し	×	×	農業経営に関する専門的知識を有する関係機関の所属長を構成員（審査員）として設置要綱で規定していることから女性の登用は難しかった。	農業経営に関する専門的知識を有する関係機関の所属長を委員として設置要綱で規定しており女性登用は困難。	農業経営に関する専門的知識を有し、経営に関する助言等が可能な人選状況ができれば要綱改正等を含めて検討する。
合 計					514	150	29.18%	B	539	155	28.76%	B		5	5			
地方自治法２０２条の３該当のみ					462	127	27.49%	B	476	134	28.15%	B						

会長または副会長が 女性の割合	24.39%
--------------------	--------